和光市学童クラブ(北及び中央エリア)の管理運営に関する年度協定書

和光市(以下「甲」という。)と地方自治法第244条の2に定める指定管理者(以下「指定管理者」という。)である社会福祉法人和光市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、令和3年1月18日に、北及び中央エリアの和光市学童クラブ(以下「本施設」という。)の管理運営に関して締結した基本協定書(以下「基本協定」という。)に基づき、管理運営に関する年度協定書(以下「年度協定」という。)を締結する。

(年度協定の目的)

第1条 年度協定は本施設の管理運営業務(以下「本業務」という。)の各年度の業務内容 及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

(年度協定の期間)

- 第2条 本協定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (業務内容)
- 第3条 甲及び乙は、令和7年度の本業務の内容は、基本協定第7条に定めるとおりであることを確認する。また、当該年度の事業計画書に基づき事業を行うこととする。
- 2 他の学童クラブ、わこうっこクラブ及び総合児童センター・児童館との効果的且つ効率 的な連携を行うものとする。

(利用料金等の徴収)

- 第4条 乙は、利用料金等の徴収に当たっては、利用料金等未納者が発生しないよう効果的 に実施するものとし、利用料金等未納者が発生した場合は、適時、催告通知を実施するな ど、必要な対応を行うものとする。
- 2 乙は、徴収すべき利用料金等について未納となった金額(以下「未納額」という。)の うち、令和8年4月30日までに徴収することが難しい令和7年度の利用に係る未納額に ついては、令和8年5月11日までに甲に対象者、対象月、月毎の額、総額を記入した上 で、書面をもって報告しなければならない。
- 3 前項に基づき報告を受けた未納額については、原則、乙から甲に利用料金債権を譲渡するものとし、その後は甲が当該債権の催告等を行うものとする。その場合における未納額相当額の取り扱いについては、第5条第7項の定めによるものとする。令和8年5月1日以降に乙が利用料金等未納者より令和7年度以前の各年度に係る未納額を受け取った際には、その債権は甲に移管するものとし、速やかに乙は甲に対し、対象者、対象月、月毎の額、総額を記載した書面及び証明となる書類を添付して報告し、甲が指定する口座へ振込を行うものとする。

(指定管理料)

第5条 甲は、乙に対し、本施設の指定管理料を別紙のとおり支払うものとする。

- 2 乙は、甲に対し、指定管理料を毎月書面をもって請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日 以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。
- 4 乙は、指定管理料のうち、金74万円は基本協定第15条第3項の修繕費に定める乙の 見積りによる1件につき10万円(消費税及び地方消費税を除く。)以内の修繕に使用し、 年度終了後余剰金が発生した場合は、乙は甲に返還するものとする。
- 5 乙は、指定管理料のうち、金38万円については基本協定第20条第2項に定める乙の 見積りによる1件につき3万円(消費税及び地方消費税を除く。)以内の物品等の購入に 使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、乙は甲に返還するものとする。
- 6 乙は、年度終了後に指定管理料(第4項、第5項に規定する不用額及び基本協定第29 条第2項に定める乙が甲に返還する金額を除く。)から本業務に要した経費の額を除して 得た額に残額が生じた場合は、当該残額を余剰金とし、当該余剰金の額に100分の30 を乗じて得た額(1円未満切捨て)を甲に返還するものとする。
- 7 乙は、前項に基づき余剰額を算出する場合、第4条第2項に定める未納額がある場合は、 相当額を除して算出をするものとする。ただし、第4条第1項の定めについて、甲が乙の 対応を適切ではないと判断した場合は別途協議をするものとする。
- 8 本業務に必要な事務用及び業務用パソコン、コピー機及び印刷機はリース対応とし、乙 が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

(利用料金等の精算)

- 第6条 乙は、基本協定第29条第3項に基づき、利用料金等において、公募選定により乙が提案した収支計画書における収入額以上の収入がある場合は、相当額を甲に精算しなければならない。ただし、乙の経営努力によるものについてはこの限りではない。また、乙は甲に対し、相当額の算出根拠を書面をもって提出しなければならない。
- 2 甲は、前項に基づき乙より提出を受けた算出根拠及び令和7年度の学童クラブの利用実績を踏まえ、乙に精算額を書面をもって通知するものとする。

(指定管理料の精算・返還額の決定)

- 第7条 第5条第4項から第7項、第6条各項及び基本協定第29条第2項に基づく指定管理料の精算額については、甲乙確認後、甲は乙に精算・返還額を書面をもって通知するものとする。
- 2 乙は前項の定めにより甲より通知を受け、精算・返還額が発生している場合、甲が定める期日までに返還をしなければならない。その場合における返還先は「埼玉りそな銀行和光支店」の指定口座とする。

(備品の管理)

- 第8条 乙は備品台帳を整備し、適正な管理に努めるものとする。
- 2 乙は、基本協定第19条に定める備品Ⅰ種及び備品Ⅱ種について廃棄をする場合、事前

に甲に報告しなければならない。

(新倉学童クラブの入所児童追加受入)

第9条 新倉学童クラブについて、同一建物内の新倉児童館のうち16.5㎡を学童占有面積とし、受入児童数を120名に増加するものとする。

(情報の開示)

第10条 企画提案書の情報公開の開示請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

(研修の参加)

- 第11条 乙は、甲が開催する研修会等(人権・個人情報保護等)に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。
- 2 乙は、職員に対して、施設の管理運営に必要な研修(接遇、人権、個人情報保護等)を 実施すること。

(疑義等の決定)

第12条 年度協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定に も定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

令和7年4月1日

- 甲 埼玉県和光市広沢1番5号 和 光 市 和光市長 柴﨑 光子
- 乙 埼玉県和光市南1丁目23番1号 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 会 長 木田 亮

別紙

月	指定管理料	
4月	21, 893, 250	円
5月	21, 893, 250	円
6月	21, 893, 250	円
7月	21, 893, 250	円
8月	21, 893, 250	円
9月	21, 893, 250	円
10月	21, 893, 250	円
11月	21, 893, 250	円
12月	21, 893, 250	円
1月	20, 177, 250	円
2月	20, 177, 250	円
3月	20, 177, 250	円
合 計	257, 571, 000	円

指定管理料には、消費税及び地方消費税0円を含む。